

第 5 号 議 案

令和2年度京都府中小企業経営基盤強化資金助成事業特別会計予算

令和2年度京都府中小企業経営基盤強化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 613,749千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(府 債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる府債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表府債」による。

令和2年2月13日提出

京 都 府 知 事 西 脇 隆 俊

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		215,423 ^{千円}
	1 一 般 会 計 繰 入 金	215,423
2 繰 越 金		877
	1 繰 越 金	877

款	項	金額
3 諸 収 入		197,449 ^{千円}
	1 預 金 利 子	100
	2 貸 付 金 元 利 収 入	196,349
	3 雑 入	1,000
4 府 債		200,000
	1 府 債	200,000
歳 入 合 計		613,749

歳 出

款	項	金額
1 中小企業経営基盤強化資金助成事業費		613,749 ^{千円}
	1 中小企業経営基盤強化資金助成事業費	613,749
歳 出 合 計		613,749

第2表 府 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小規模企業者等設備投資支援事業費	200,000 ^{千円}	証書借入又は証券発行	年10.0以内 %	償還期間は、11年以内（据置期間を含む。）とする。償還は、元金不均等支払とする。必要に応じて繰上償還することができる。